

議員提出議案第4号

令和5年9月26日

阿見町議会規則の読点の表記を改める規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

阿見町議会議長 平岡 博 殿

提出者	阿見町議会議員	久保谷充
賛成者	〃	高野好央
〃	〃	吉田憲市
〃	〃	紙井和美
〃	〃	川畑秀慈
〃	〃	海野隆

(提案理由)

本案は、「阿見町条例の読点表記を改める条例の制定について」が今定例会に上程されたことを受け、条例とともに阿見町の例規を構成する議会規則についても同様の改正を行うため、当該規則を制定するものです。

## 阿見町議会規則の読点の表記を改める規則

阿見町議会の規則(この規則の施行の際現に効力を有するものに限る。)において読点として表記する「,」は,「、」に改める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は, 令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際, 現に効力を有する規則の読点については, 「、」に改められたものとみなす。

阿見町議会規則の読点の表記を改める規則による改正の対象となる議会規則一覧

- ・阿見町議会会議規則（昭和 62 年 3 月 23 日議会規則第 1 号）
- ・阿見町議会傍聴規則（昭和 62 年 3 月 23 日議会規則第 2 号）